

血管疾患等リハビリテーション料；発症、手術又は急性増悪から 180 日以内			
	(I)；235 点 (1 単位)	(II)；190 点 (1 単位)	(III)；100 点 (1 単位)
医 師	専任の常勤医師 2 名以上(そのうち 1 名は脳血管疾患等リハ医療に関する 3 年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハ医療に関する研修会、講習会の受講歴(又は講師歴)を有するものであること)	専任の常勤医師 1 名以上	専任の常勤医師 1 名以上
スタッフ	次のア～エをすべて満たすこと ア、専従の常勤理学療法士 5 名以上 イ、専従の常勤作業療法士 3 名以上 ウ、専従の常勤言語聴覚士 1 名以上(言語聴覚療法を行う場合) エ、ア～ウまでの従事者を併せて 10 名以上	次のア～エをすべて満たすこと ア、専従の常勤理学療法士 1 名以上 イ、専従の常勤作業療法士 1 名以上 ウ、専従の常勤言語聴覚士 1 名以上(言語聴覚療法を行う場合) エ、ア～ウまでの従事者を併せて 4 名以上	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれか 1 名以上(専従の常勤)
専用施設面積	病院・診療所とも 160 m <sup>2</sup> 以上(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m <sup>2</sup> 以上)	病院 100m <sup>2</sup> 以上、診療所 45m <sup>2</sup> 以上(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m <sup>2</sup> 以上)	病院 100m <sup>2</sup> 以上、診療所 45m <sup>2</sup> 以上(言語聴覚療法を行う場合は別に 8 m <sup>2</sup> 以上)
器 械 具	歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具(角度計、握力計等)、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具(長・短下肢装具等)、家事用設備、各種日常生活動作用設備 等	歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具(角度計、握力計等)、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具、各種装具(長・短下肢装具等)、家事用設備、各種日常生活動作用設備 等	歩行補助具、訓練マット、治療台、砂嚢などの重錘、各種測定用器具等
その他	言語聴覚療法のみを実施する場合、上記の基準に関わらず、以下のア～エをすべて満たせば(I)の基準を満たすものとする。 ア、専任の常勤医師 1 名以上 イ、専従の常勤言語聴覚士 3 名以上 ウ、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室(8 m <sup>2</sup> 以上) エ、聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム等の器械・器具を具備		言語聴覚療法を行う場合は、聴力検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム等を有すること
適 応 疾 患	別表に示す		

**急性増悪とは？**  
脳血管疾患等リハ料の対象となる疾患の増悪等により、1 週間以内に FIM 得点及び BI が 10 以上低下するような状態に該当する場合。

疾患別リハビリテーション施設基準 運動器

運動器リハビリテーション料；発症、手術又は急性増悪から 150 日以内		
	(I)；170 点 (1 単位)	(II)；80 点 (1 単位)
医師	運動器リハの経験を有する(3 年以上経験又は研修を修了)専任の常勤医師 1 名以上	専任の常勤医師 1 名以上
スタッフ	ア～ウのいずれかを満たすこと】 ア、専従の常勤理学療法士 2 名以上 イ、専従の常勤作業療法士 2 名以上 ウ、専従の常勤理学療法士及び作業療法士を併せて 2 名以上 ※当分の間、研修を修了した常勤のあん摩マッサージ師等がいれば理学療法士が勤務しているとみなす。ただし (II) の点数で算定。	理学療法士又は作業療法士いずれか 1 名以上(専従の常勤)
専用施設面積	病院 100 m <sup>2</sup> 以上、診療所 45 m <sup>2</sup> 以上	病院・診療所とも 45 m <sup>2</sup> 以上
器械器具	各種測定用器具(角度計、握力計等)、血圧計、平行棒、傾斜台、姿勢矯正用鏡、各種車椅子、各種歩行補助具等	歩行補助具、訓練マット、治療台、砂囊などの重錘、各種測定用器具等
適応疾患	別表に示す	

従事者 1 人当たりの取り扱い患者数

従事者 1 人につき 1 日 18 単位を標準とし、週 108 単位までとする。  
ただし、1 日 24 単位を上限とする。

患者 1 人当たりの算定単位数

疾患別リハビリテーション料算定については、患者 1 人につき 1 日合計 6 単位。  
(別に厚生労働大臣が定める患者については 1 日合計 9 単位)

疾患別リハビリテーション施設基準 呼吸器

呼吸器リハビリテーション料；治療開始日から 90 日以内		
	(I)；170 点 (1 単位)	(II)；80 点 (1 単位)
医師	呼吸器リハの経験を有する専任の常勤医師 1 名以上	専任の常勤医師 1 名以上
スタッフ	呼吸器リハの経験を有する専従の常勤理学療法士 1 名を含む常勤理学療法士 2 名以上	専従の常勤理学療法士 1 名以上
専用施設面積	病院 100 m <sup>2</sup> 以上、診療所 45 m <sup>2</sup> 以上	病院・診療所とも 45 m <sup>2</sup> 以上
器械・器具	呼吸機能検査機器、血液ガス検査機器等	
適応疾患	別表に示す	

疾患別リハビリテーション施設基準 心大血管疾患

心大血管疾患リハビリテーション料；治療開始日から 150 日以内		
	(I)；200 点 (1 単位)	(II)；100 点 (1 単位)
医師	循環器科又は心臓血管外科を標榜する保険医療機関において、循環器科又は心臓血管外科の担当医であって、心大血管疾患リハの経験を有する専任の常勤医師 1 名以上	循環器科又は心臓血管外科を標榜する保険医療機関において、循環器科又は心臓血管外科を担当する常勤医師又は心大血管疾患リハの経験を有する常勤医師 1 名以上
スタッフ	心大血管疾患リハの経験を有する専従の常勤理学療法士及び専従の常勤看護師が合わせて 2 名以上	心大血管疾患リハの経験を有する専任の常勤理学療法士及び専従の常勤看護師がいずれか 1 名以上
専用施設面積	病院 30 m <sup>2</sup> 以上、診療所 20 m <sup>2</sup> 以上 (患者 1 人につき概ね 3 m <sup>2</sup> 以上の面積を確保)	
器械器具	酸素供給装置、除細動器、心電図モニター装置、ホルター心電図(携帯用心電図記録器)、トレッドミル又はエルゴメーター、血圧計、救急カート、運動負荷試験装置(当該保険医療機関内に)	
適応疾患	別表に示す	
取り扱い患者数	1 回 1 時間(3 単位)程度。 入院中の患者以外の患者；1 日 1 時間(3 単位)以上、1 週 3 時間(9 単位)を標準。	
その他	◆届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関(循環器又は心臓血管外科を標榜するものに限る。)において、緊急手術や、緊急の血管造影検査を行うことができる体制が確保されていること。 ◆届出保険医療機関又は連携する別の保険医療機関において、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料の届出がされており、当該治療室が心大血管疾患リハの実施上生じた患者の緊急事態に使用できること。	

## 難病患者リハビリテーション料

難病患者リハビリテーション料	
	600点 (1日につき)
医師	当該保険医療機関において、専任の常勤医師が勤務していること
スタッフ	専従する2名以上の従事者(理学療法士又は作業療法士が1名以上であり、かつ、看護師が1名以上勤務していること)
専用施設面積	60㎡以上とし、かつ患者1人当たりの面積は4.0㎡以上
器械器具	各種測定用器具(角度計、握力計等)、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、訓練マットとその付属品
取り扱い患者数	従事者1人につき1日20人を限度とする。 患者1人当たり1日につき6時間を標準。
算定対象	入院中の患者以外の難病患者であって、要介護者(食事又はトイレに介助が必要な者)、準要介護者(移動又は入浴に介助が必要な者)

## 集団コミュニケーション療法料

集団コミュニケーション療法料	
	50点 (1単位)
医師	専任の常勤医師が1名以上勤務していること
スタッフ	専従する常勤言語聴覚士が1名以上勤務していること。
専用施設面積	集団コミュニケーション療法室8㎡以上を1室以上有していること (言語聴覚療法以外の目的で使用するものは該当しない。なお言語聴覚療法における個別療法室との共用は可能。)
器械器具	簡易聴力スクリーニング検査機器、音声録音再生装置、ビデオ録画システム、各種言語・心理・認知機能検査機器・用具、発声発語検査機器・用具、各種診断・治療材料(絵カード他)
取り扱い患者数	言語聴覚士1人あたり1日のべ54単位を限度とする。 また、集団コミュニケーション療法と脳血管疾患等リハビリテーション又は障害児(者)リハビリテーションを併せて行っている従事者は、実施するリハビリテーションの単位数が、集団コミュニケーション療法3単位を疾患別リハビリテーション1単位とみなした上で、1日に概ね18単位、週に108単位を超えないものとする。

## 障害児(者)リハビリテーション料

障害児(者)リハビリテーション料	
点数	6歳未満の患者の場合 220点 (1単位)
	6歳以上18歳未満の患者の場合 190点 (1単位)
	18歳以上の患者の場合 150点 (1単位)
実施する保険医療機関	次のいずれかであること。 ア、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設 イ、児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設 ウ、児童福祉法第7条第6項に規定する国立高度専門医療センター エ、児童福祉法第7条第6項に規定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定する医療機関 オ、当該保険医療機関においてリハビリテーションを実施している外来患者のうち、概ね8割以上が別表十の二に該当する患者(ただし加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病のものは除く。)である医療機関
医師	当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること
スタッフ	ア又はイのいずれかに該当していること ア、専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士が合わせて2名以上勤務していること イ、専従の常勤理学療法士又は常勤作業療法士のいずれか1名以上及び障害児(者)リハビリテーションの経験を有する専従の常勤看護師1名以上が合わせて2名以上が勤務していること
専用施設面積	病院60㎡以上、診療所45㎡以上 言語聴覚療法を行う場合は、遮蔽等に配慮した専用の個別療法室(8㎡以上)1室以上別に有していること
器械器具	各種測定用器具(角度計、握力計等)、姿勢矯正用鏡、車椅子、各種杖、訓練マットとその付属品
取り扱い患者数	個別療法であるリハビリを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定
その他	言語聴覚療法を行う場合は、専従の常勤言語聴覚士が1名以上勤務していること